

新宿区徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区徘徊高齢者探索サービスの実施について必要な事項を定めることにより、認知症による徘徊のある高齢者（以下「徘徊高齢者」という。）の安全を確保し、当該高齢者を在宅で介護する者の精神的、経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 徘徊高齢者探索サービス（以下「サービス」という。）の利用の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新宿区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する60歳以上の徘徊高齢者を在宅で介護している者
- (2) その他区長が必要と認める者

(助成の申請)

第3条 助成を受けようとする者は、新宿区徘徊高齢者探索サービス申請書（第1号様式）により、区長に申請するものとする。

(助成の決定)

第4条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定する。
2 区長は、前項の規定による助成を可とする決定をしたときは新宿区徘徊高齢者探索サービス決定通知書（第2号様式）により、同項の規定による助成を否とする決定をしたときは新宿区徘徊高齢者探索サービス却下通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に対し通知する。

(サービスの内容)

第5条 サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 探索サービス
助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に、位置情報専用端末機を貸し出し、徘徊高齢者の位置情報を提供する。
- (2) 現場急行サービス
受給者からの要請に応じ、緊急対応員が現場に急行し、徘徊高齢者を保護する。

(実施方法)

第6条 区長は、事業者に委託してサービスを実施する。

(受給者負担額)

第7条 受給者は、別表に定める金額（以下「受給者負担額」という。）を負担し、事業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、徘徊高齢者本人が次の各号のいずれかに該当するときは、受給者負担額を負担することを要しない。ただし、現場急行サービスに係る利用料金についてはこの限りでない。

(1) 当該年度（4月から6月までの受給者負担額については、前年度とする。）の住民税が非課税であるとき

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けているとき

(3) 前2号に準ずる状況にあると区長が認めるとき

3 区長は、前項の規定の適用の有無に変更が生じたときは、次の各号に定める月から受給者負担額を変更し、新宿区徘徊高齢者探索サービス受給者負担額変更通知書（第4号様式）により、受給者に対し通知する。

(1) 当該年度の住民税を決定したとき

当該決定をした月の翌月

(2) 前号のほか、前項の規定の適用の有無に変更が生じたとき

当該変更が判明した月

(3) 区長が特に必要と認めたとき

区長が必要と認めた月

(助成の終了)

第8条 次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める月をもって助成を終了する。

(1) 次条第1号又は第2条の規定による届け出があったとき

当該届出があった月

(2) 前号のほか、受給者が第2条に定める対象者でなくなったことが判明したとき

当該判明した月

(3) その他区長が必要と認めたとき

区長が必要と認めた月

2 区長は、助成を終了するときは、新宿区徘徊高齢者探索サービス終了通知書（第5号様式）により、受給者に対し通知する。

(届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める書類により、区長に届出するものとする。

(1) 第2条に定める対象者でなくなったとき

新宿区徘徊高齢者探索サービス受給資格喪失届出書（第6号様式）

(2) 助成を辞退するとき

新宿区徘徊高齢者探索サービス辞退届出書（第7号様式）

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

サービスの種別	受給者負担額 (消費税等を含む)	備 考
探索サービス	月額基本料金 930円	ただし、月の途中で利用を開始又は終了したときは、左記の金額を当該利用月の日数で除し、利用日数を乗じた額(1円未満は切り捨て)
現場急行サービス	1回あたり 5,000円	